財産処分の制限に関する確認書

　□　私

　□　当社

　は、岐阜県なりわい再建事業補助金の交付申請にあたり、財産処分の制限について、岐阜県なりわい再建事業補助金交付要綱第１６条を確認しました。

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　名称（氏名）

　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

抜粋：岐阜県なりわい再建事業補助金交付要綱第１６条

（財産の処分制限）

第１６条　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げる財産を、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は破棄してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

（１）不動産及びその従物

（２）単価５０万円以上の機械及び器具

（３）その他知事が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

２　前項の規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、別記第９号様式のとおりとする。

３　知事は、補助事業者が第１項の規定により知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があったときは、その交付した補助金の全部又は一部を納付させることができる。